

令和2年4月補正予算その3（4.30専決）の概要

新型コロナウイルス感染症対策における緊急対応として、市議会のご協力とご理解を得て、補正予算を専決処分しました。

■ 編成方針

新型コロナウイルス感染拡大の影響への経済対策として支給する国からの給付金について、市民生活の支援のため、できるだけ早い時期に支給を開始し、更に、新型コロナウイルス収束後の経済を活性化させるための補正予算を計上しました。

■ 専決日 令和2年4月30日

■ 補正の規模 8,016,340千円

■ 補正の主な内容

① 新型コロナウイルス感染症対策に関する事業……………8,016,340千円

◇ 特別定額給付金事業……………7,846,500千円

新型コロナウイルス感染拡大の影響への経済対策として、市民一人当たり100,000円の特別定額給付金を支給します。

・現在、申請書（約32,000通）の発送準備に入っています。連休を通して準備を行い、5月9日から順次発送を開始します。給付金の振り込みは、最短で5月15日からとなります。

◇ 児童手当事業……………102,239千円

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対して、児童一人当たり10,000円の臨時特別給付金（一時金）を支給します。

・5月下旬から6月上旬に支給予定

◇ 商業振興事業……………36,956千円

<1> 新型コロナウイルス収束後の経済活性化策として、プレミアム付商品券を発行するための準備を行います。

<2> 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている市内飲食店等の支援のため、18歳以下の子のいる世帯を対象に、食事などのテイクアウト（収束後は店内飲食も可）を利用した場合にポイント付与し、新型コロナウイルスの収束後にそのポイントに応じてプレミアム付商品券と交換します。

お問い合わせ先

総務部 財政課 担当者：葛西

電話：0573-66-1111（内線431）